

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第19号

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第16条」の右に「、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「評価条例」という。）第11条第2項」を加え、同条第2号中「第17条第2項」の右に「、評価条例第11条第4項」を加え、同条第3号中「第16条」の右に「、評価条例第11条第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)